

労働保険の年度更新と社保の算定基礎届の時期です。源泉所得税の特例納付も7/10まで！  
 毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく



「貴方の利用されてきた契約会社…から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出され…管理番号(く)498裁判…を開始させて頂く…」  
 「連絡がなき場合…執行官立ち会いの元…差押えを強制的に履行…執行証書の交付の承諾を…。取下げ最終期日は5/26…等と意味不明のハガキが届いたが何？」との相談がA夫人からありました。差出人は東京霞が関の“法務局管轄支局民事訴訟管理センター”、問合せ窓口

裁判用語を饅めた

不安な188 新手の詐欺

出鱈目さには開いた口が塞がりません。法律用語をちりばめ

は03-6384-4510…。A夫人は8年前に死別した夫の負債相続放棄の手続きを家庭裁判所で行っていました。このデータがどこかで漏れて悪質な詐欺業者に渡っている可能性があります。それにしても、ハガキの文面の受け取った人を不安にさせる新たな手法の詐欺。絶対に問合わせなどの電話をしないで下さい。国民生活センター『188』に電話して下さい。今年の4月からこの手の詐欺が全国で急増。ご注意を！



削

信用信頼を財産に お役に立つ 事務所業務を発展

除



※当事務所からお掛けする①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379の4つの番号は発信専用の電話番号です。

当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時にミーティングを行います。ご協力をお願い致します。